

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

富山厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月ごろから 35 年 5 月ごろまで
昭和 33 年 9 月ごろから 35 年 5 月ごろまで A 社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A 社に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡しており、当時の事務担当者及び同僚からも、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

また、申立人よりも先に A 社に入社し、申立人と同じ内容の仕事をしてきたとする同僚は、入社から相当期間経過後の昭和 35 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月1日から60年6月1日まで
昭和51年から平成14年まで、夫が経営するA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が11か月間空白となっている。

当時、私が厚生年金保険の事務を行っており、資格喪失届を出した覚えはないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても夫が経営するA社に継続して勤務していた旨主張している。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和59年6月30日にA社を離職しており、当該離職に伴い申立期間において求職者給付金を受給していることが確認できる。

また、A社は平成14年5月に解散しており、当時の事業主である申立人の夫に照会しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。